

大治町子育て世帯訪問支援事業

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに家事・育児等の支援を行います。

支援内容

- 1.家事支援(食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行支援等)
- 2.育児支援(おむつ替え、沐浴補助、保育施設等への送迎付添等)

利用対象の家庭

大治町に居住する以下のいずれかの家庭で、町が支援を必要とすると認めた家庭

1. 保護者に監護させることが不適當であると認められる児童のいる家庭やそれに該当するおそれのある家庭
2. 保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭やそれに該当するおそれのある家庭
3. 出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のいる家庭やそれに該当するおそれのある家庭
4. 支援を要するヤングケアラーのいる家庭

保護者負担金

世帯の区分に応じて料金が異なります。

世帯区分	1 時間あたり	1 件あたり
生活保護世帯 町民税非課税世帯 町民税所得割額 77,101 円未満世帯	0 円	0 円
その他世帯	1,500 円	930 円

※「利用時間×1 時間あたり料金+1 件あたり料金」が 1 回の保護者負担額となります。

利用時間

月曜日～金曜日(土・日・祝を除く)

午前8時から午後6時の間で、1日あたり2時間まで。

申請方法

- 1.子育て支援課へ利用申請をする。
窓口で事前相談のうえ、申請内容を記入します。
- 2.利用決定の可否を受ける。
利用決定通知書または利用不承認通知書を送ります。
- 3.訪問支援の利用開始。
必要に応じて、支払い等の手続きを行います。

